

役員等報酬支給基準並びに支給額等に関する規程

(総 則)

第1条 この規程は、社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会（以下「法人」という。）定款第8条並びに定款第22条に基づき、評議員及び理事・監事に対する報酬等の支給基準並びに報酬額及び支給方法等について定める。

(定 義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第15条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、定款第15条第2項から第5項に定める理事のうち職員兼務役員以外の者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の非常勤理事及び監事をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35及び厚生労働省令で定めるものをいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分するものとする。

(報酬の種類)

第3条 役員には、職務執行の対価として次のとおり報酬を支給することができる。

- (1) 常勤役員については、報酬及び通勤手当を支給することができる。
- (2) 評議員及び非常勤役員（第6条の規定の適用を受ける役員を除く。）については、職務執行に応じた報酬を支給する。

(報酬の支給基準)

第4条 評議員及び役員の報酬の支給基準は次のとおりとする。

- (1) 評議員の報酬支給基準は、別表第1による。
- (2) 役員の報酬の支給基準は、別表第2による。

(報酬等の額)

第5条 法人の役員に支給する年間の報酬総額は以下の各号の範囲内とする。

- (1) 理事 30,000,000円以内
 - (2) 監事 500,000円以内
- 2 評議員及び役員の報酬額は以下の各号のとおりとする。
- (1) 評議員の報酬額は、別表第3に定める額
 - (2) 定款第15条第2項から第5項までに規定する理事の報酬額は、別表第4に定める額
 - (3) 前号に規定する理事以外の非常勤理事の報酬額は、別表第5に定める額
 - (4) 監事の報酬額は、別表第6に定める額
- 3 常勤役員の通勤手当については、給与規程第33条に準ずる額とする。

(法人職員給与との併給)

第6条 役員が法人の職員を兼務し、職員給与を受給している場合は、職員給与に加えて別表第2の施設長等職員兼務役員の基準により報酬を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第7条 別表第4に規定する理事の毎月の報酬の支給については、給与規程第6号及び第10号を準用する。

2 評議員及び非常勤役員(第6条の規定の適用を受ける役員を除く。)の報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人、施設運営のための業務にあたった都度これを支給する。

(費用)

第8条 評議員及び役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、請求に基づき支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 前項の費用が出張に係るものである場合は、旅費規程を準用し、旅費を支給する。

(報酬等の日割計算)

第9条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬を日割りによって支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を日割りによって支給する。

3 前項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によつて退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げ、処理する。

(公表)

第11条 法人は、この規程を社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として、公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認によらなければならない。

【附 則】

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い「役員及び評議員の報酬等に関する規程」(平成20年7月1日施行)は廃止する。

3 この規程は、平成30年6月19日から施行する。

【附 則】(平成31年1月31日理事会議決)

法人規則・規程等に用いられる「協会」「本会」等の略称を一括して「法人」に改める規則(平成31年2月1日施行)により、平成31年2月1日から社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会の略称を「法人」と改める。

【附 則】(令和元年6月13日理事会議決)

この規程は、令和元年6月28日から施行する。

【附 則】(令和元年10月31日理事会決議、令和元年12月23日評議員会承認)

この規程は、令和元年12月23日から施行する。(役員退職慰労金制度の廃止に伴う一部改正)

【附 則】(令和3年6月10日理事会決議、令和3年6月25日評議員会承認)

この規程は、令和3年6月25日から施行する。

【支給基準】

別表第1 評議員の報酬の支給基準（第4条関係）

	報酬の支給基準
評議員	10,000円＋交通費

別表第2 役員等の報酬の支給基準（第4条関係）

	報酬の支給基準	
理事長	月 額	30,000円×22日＋30,000円（諸行事等出席）
副理事長		25,000円×4日
常務理事		25,000円×22日＋30,000円（諸行事等出席）
理事		10,000円 ※施設長等職員兼務役員
理事		21,000円×22日＋30,000円（諸行事等出席） ※特命専任役員
理事		10,000円＋交通費 ※非常勤理事
監事		日 額
	会議等：10,000円＋交通費	

【報酬額】

別表第3 評議員の報酬額（第5条関係）

	日 額
評議員会への出席	11,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	11,000円

別表第4 理事長ほか業務執行理事の報酬額（第5条関係）

役職名	職務の内容	報酬額（月額）	常勤非常勤の別
理事長	法人代表	700,000円	常勤
副理事長	理事長の補佐	100,000円	非常勤
常務理事	常務理事の職務に携わる理事	580,000円	常勤
理事	施設の管理者	10,000円	非常勤
	特命の職務に携わる理事	500,000円	常勤

別表第5 別表第4以外の非常勤理事の報酬額（第5条関係）

	報酬額	
職員を兼務する非常勤理事	月額 10,000円	
上記以外の非常勤理事		
	理事会への出席	日額 11,000円
	上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 11,000円

別表第6 監事の報酬額（第5条関係）

	日 額
監事監査等への出席	33,000円
上記の他、理事会出席、法人・施設業務のための出勤	11,000円